

令和7年度奈良県ホームページバナー広告掲載業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和6年12月11日

奈良県知事 山下 真

第1 一般競争入札に付する事項

1 業務名

令和7年度奈良県ホームページバナー広告掲載業務

2 入札物件

奈良県ホームページトップページにおけるバナー広告枠

3 入札物件の数量等

5枠

4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 納入場所

奈良県総務部知事公室広報広聴課

6 入札方法

本業務委託に係る契約金額は2及び3に基づく年間額とします。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、見積もった契約金額110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 その他詳細については、別に定める令和7年度奈良県ホームページバナー広告掲載業務仕様書のとおりです。

第2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（6）までの資格の全てを有する者が、この入札に参加することができます。

- （1） 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Q5の広告・イベント業務を業種として登録し、かつ、広告仲介業務（広告主の募集等）を営む者であること。
- （2） 過去5年間において、国、地方公共団体又は民間企業等との間にこの入札に係る契約と同種類の契約又は奈良県が同等と認める契約（1年以上の間にわたり継続的にホームページ等への広告掲載業務を行う契約）を締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- （3） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- （4） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5） 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及

びこれらの手続中である者でないこと。

- (6) 次に掲げるいずれの要件にもあてはまらない者であること。
- (イ) 役員等が暴力団員である。
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (ハ) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - (ホ) (イ)及び(ニ)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (ヘ) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した。
 - (ト) 下請契約等に当たり、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(ヘ)に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかった。
 - (フ) 奈良県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかった。

第3 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室広報広聴課広報制作係
電話(直通) 0742-27-8326

2 入札説明会及び質疑等

入札説明会は開催しません。

疑義が生じた場合は、別紙①（質疑書）により令和6年12月16日（月）17時までFAX（0742-22-6904）により受け付けます。FAX送付後、必ず送信した旨の連絡（0742-27-8056）をしてください。

回答は、令和6年12月20日（金）17時までに広報広聴課のホームページ上に掲載します。（ただし、掲載する回答は、この入札に関する質疑であって、本公告からは判断できない、又は判断が困難な質疑に対する回答に限ります。）

3 入開札の日時及び場所

令和7年1月16日（木）13時30分（13時から受付）
奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟6階）

4 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の

表面に「令和7年度奈良県ホームページバナー広告掲載業務」と記入し、「入札書」と朱書きして、令和7年1月14日（火）までに到着するようにしてください。（別紙②（入札書記載例等）参照）

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。

- (2) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退届）を別々に封緘し、封書の表面に「令和7年度奈良県ホームページバナー広告掲載業務（初度入札）」又は「令和7年度奈良県ホームページバナー広告掲載業務（「再度入札」又は「再度入札辞退」）」と各々記し、それぞれ「入札書」の文字を朱書きして、令和7年1月14日（火）までに到着するようにしてください。（別紙②（入札書記載例等）参照）
- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

第4 入札者に要求される事項等

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

- 2 入札保証金
免除します。

- 3 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の各号に該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年12月26日（木）17時までに、別紙③（参加資格証明書）に第2の（2）を証明する書類（仕様書を含む当該契約書一式の写しなど）を添えて、第3の1の場所に郵送又は持参により提出してください。郵送による提出の場合は、配達（到着）の事実が証明できるものに限り、なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (2) この提出資料に基づき第2の（2）の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。

入札への参加の可否については、令和7年1月6日（月）までにFAXで通知します。

- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入

札してください。

(4) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札時に提出してください。

(5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札書に記名押印を欠く入札、代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札

(3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札

(4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

(5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

(7) その他、入札に関する条件に違反した入札

6 契約書作成の要否

要します。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。

7 落札者の決定方法

(1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。

ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

(2) 予定価格以上で、なおかつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格に達する価格の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行う場合があります。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

(4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に高い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

8 その他

令和7年1月16日（木）の入札において落札した事業者は、同年3月21日（金）が令和7年4月分掲載の広告原稿案の提出期日となるため、契約締結前から掲載広告募集等を開始しなければなりません。ただし、本業務委託に係る県の令和7年度予算が県議会で承認されなかった場合は、契約を締結しないものとし、入札も無効とします。この場合、掲載広告募集に要した費用は、全て落札した事業者の負担とします。事業者は、それを了承したうえで入札に参加してください。